

文字抜き出しサイト運営者に対する有罪判決について

東宝株式会社(本社:東京都千代田区、代表取締役社長:松岡宏泰、以下「当社」)は、当社が著作権を保有する映画『ゴジラ-1.0』等の内容を無断で掲載していたサイト運営者に対し、4 月 16 日、東京地方裁判所で開かれた公判において、有罪判決が言い渡されましたことをお知らせいたします。

被告人は、映画『ゴジラ-1.0』をはじめとする多数の著作物について、作品内に描かれている登場人物の名前、動作、台詞、情景、場面展開等、ストーリー全体の克明な内容を当社に無断で文字起こしを行い、関連画像とともに自社サイトに掲載することで不当に広告収益を得ていました。

当社は、著作物を無許諾で翻案・利用し、権利者の正当な利益を著しく侵害する悪質な行為を断じて容認いたしません。当社の大切な知的財産を守り、ひいてはコンテンツ産業の未来を守るために、侵害行為に対し今後も断固とした対応を行なってまいります。

東宝株式会社について

1932 年設立のエンタテインメント企業です。グループ・スローガン「Moments for Life その時間が、人生の力になる。」を掲げ、映画、IP・アニメ、演劇、不動産の 4 つの事業を柱に、幅広いお客様に向けてエンタテインメントを提供しています。『ゴジラ』シリーズなど、国内外で高く評価される作品を多数生み出し、今後も世界中のお客様さまに感動をお届けします。

<https://www.toho.co.jp/>

本件に関するお問い合わせ先

東宝株式会社 コーポレートコミュニケーション部 広報室 pr_ir@toho.co.jp